

高介第 1476号
令和2年5月22日

府内関係団体 様

大阪府福祉部高齢介護室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域解除に伴う対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等の要請等の緊急事態措置を実施し、5月16日からは府独自の基準（大阪モデル）を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除しました。

昨日、政府において緊急事態措置を実施すべき区域から本府が除かれることが決定されたことから、本府でも、第17回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、別添参考資料1のとおり、5月23日から5月29日までの感染拡大防止に向けた取組みを決定しました。

府内各団体におかれましては、専門家の知見を踏まえ作成された感染拡大予防ガイドライン等を遵守し感染防止対策を行うとともに、多数の方が参加するイベントの開催等では「大阪コロナ追跡システム」を導入するなど、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別添参考資料1 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

（令和2年5月21日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料2 大阪コロナ追跡システム（5月中に大阪府ホームページにアップする予定です。）

大阪府HP参照「国の業種別感染拡大予防ガイドライン」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

問い合わせ先 代表 06-6941-0351
本通知について
高齢介護室介護支援課 坂口、福田
（内線4471）
上記要請について
災害対策課
塩瀬、永島（内線4710）